

東日本大震災を教訓とした防災対策の充実について

東日本大震災については、被災者の支援及び被災地の復興が最重要課題であるが、併せて、関係機関等のこれまでの対応等を検証し、今後の防災対策に活かしていくことが重要である。

現在、地方公共団体においては、今回の大災害の発生に伴う住民不安や防災意識の高まりを受け、喫緊の課題として、地域防災計画の見直しや防災・減災対策に取り組んでいる。

一方、大規模災害では広域的・長期的な対応が必要となり、また、原子力災害については専門的・技術的な視点を要することから、国としての対策を講ずることが必要である。今後、地方公共団体においては住民の安全・安心の確保に向けた取り組みを、引き続き全力で進める所存であるが、国においても防災対策の充実に向け、次に掲げる対策を講じるよう求める。

1 「4連動地震」への対応

東海・東南海・南海地震に日向灘を加えた4連動地震の発生の可能性及び発生した場合の地震動や津波高について、国において早急に推定を行うとともに、その影響が考えられる地域については必要な対策を講じること。

2 大規模災害による公務死亡者等への弔慰金支給

財団法人 日本消防協会が運営する「消防団員福祉共済制度」に関し、今回の東日本大震災による消防団員の死者等が多数であったため、従前の額で弔慰金を支給することが困難となった。そのため、支給額の減額が協会により決定されたが、今回のような大規模災害による公務死亡者等に対する弔慰金の支払いについては、国として財政的支援を行うこと。

3 避難指示等に関する基準の明確化

福島第一原子力発電所の事故において採用された計画的避難区域など、長期の低線量被ばくに基づく避難指示等の基準については、原子力安全委員会が策定する「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」等において明示するとともに、当該避難指示等の解除を行う際には、その根拠を明らかにすること。また、防護対策（屋内退避、避難等）の解除や事故収束宣言（原子力災害対策本部の廃止）の判断基準を示すこと。

4 オフサイトセンターの設置基準の見直し等

オフサイトセンターの設置基準を見直すとともに、オフサイトセンターが被災した場合に備え、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）やERSS（緊急時対応支援システム）の機能を活用できる設備を、オフサイトセンターの代替施設に整備すること。

5 乳幼児が服用しやすい安定ヨウ素剤の開発

放射性ヨウ素による甲状腺の障害は、甲状腺の機能が活発な乳幼児において特に顕著であることから、乳幼児が服用しやすく、また、複雑な調製作業を要しない、安定ヨウ素剤の内服薬を開発すること。

6 緊急時モニタリング調査に係る国の体制整備

今回の大震災においては、県で整備した緊急時モニタリング調査用機器・設備の多くが損害を受け、また、災害応急対応等のために人員を割かなければならなかったことから、十分な対応が困難であった。さらに、放射性物質が広範囲に飛散したことから、多くの機器等が一度に必要となった。よって、国においても、必要な機器や人員等を確保するなど、緊急時モニタリング調査を確実に計画的に実施できる体制を構築すること。

7 災害に伴う放射性廃棄物の処理

原子力災害に伴う放射性廃棄物の処理を円滑に進めるためには、中間貯蔵施設や最終処分場などの確保が必要となるが、当該施設等については、その設置場所も含め、国の責任において確保する仕組みを構築すること。

8 食品中の放射性物質に関する規制値の早期制定

食品中の放射性物質に関する規制値については、国において「暫定規制値」に代わる「規制値」の制定を進めているところであるが、日本人の食品摂取の実態等を踏まえたリスク評価を適切に行った上で、合理的な規制値を早急に決定すること。

9 EPZを超える地域における資機材整備に対する財政措置

現在、EPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の見直しが検討されているが、原子力防災対策を充実・強化していくために必要となる資機材等を県が新たに整備する場合には、EPZを超える地域に係るものであっても、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等の財政支援措置の対象とすること。

平成23年11月

九州地方知事会

会長 大分県知事 広瀬 勝貞